（安全及び服務のための規律）

第四十一条　旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。

（事業用自動車内の掲示）

第四十二条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員等の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

２～４　（略）

（運行管理者の業務）

第四十八条　旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　（略）

一の二　特定自動運行事業用自動車による運送を行おうとする場合にあつては、第十五条の二第二項の規定により特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させ、又は遠隔からその業務を行わせること。

二～三の二　（略）

四　第二十一条第四項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

四の二　乗務員等の健康状態の把握に努め、第二十一条第五項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

五・五の二　（略）

六　事業用自動車の運転者等に対し、第二十四条の点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。

七　事業用自動車の運転者等に対し、第二十五条の記録をさせ、及びその記録を保存すること。

八～九の二　（略）

十　一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第一項の運行基準図を作成して営業所に備え、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指導をすること。

十一　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第二項の運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者等に携行させること。

十二　（略）

十二の二　一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の二の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者等に携行させ、及びその保存をすること。

十三　第三十五条の規定により選任された者その他旅客自動車運送事業者により運転者として選任された者（特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、第十五条の二第一項の規定により選任された特定自動運行保安員）以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

十三の二　第三十七条の乗務員等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四・十五　（略）

十六　特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させる場合には、第三十七条第六項の保安員証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該事業用自動車内に掲示し、及びその者が乗務を終了した場合には、当該保安員証を保管しておくこと。

（安全及び服務のための規律）

第四十一条　旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の服務についての規律を定めなければならない。

（事業用自動車内の掲示）

第四十二条　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

２～４　（略）

（運行管理者の業務）

第四十八条　旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　（略）

（新設）

二～三の二　（略）

四　第二十一条第四項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四の二　乗務員の健康状態の把握に努め、第二十一条第五項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五・五の二　（略）

六　事業用自動車の運転者に対し、第二十四条の点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

七　事業用自動車の運転者に対し、第二十五条の記録をさせ、及びその記録を保存すること。

八～九の二　（略）

十　一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第一項の運転基準図を作成して営業所に備え、これにより事業用自動車の運転者に対し、適切な指導をすること。

十一　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第二項の運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者に携行させること。

十二　（略）

十二の二　一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の二の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者に携行させ、及びその保存をすること。

十三　第三十五条の規定により選任された者その他旅客自動車運送事業者により運転者として選任された者以外の者に事業用自動車を運転させないこと。

十三の二　第三十七条の乗務員台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四・十五　（略）

（新設）